

発展する中国保険市場

主席研究員 金田幸二

目 次

1. はじめに
2. 中国保険市場の歴史
 - (1) 保険業の始まり
 - (2) 中国新政府成立以降の保険市場
 - (3) 改革解放後の保険市場
3. 保険監督機関
 - (1) 概要
 - (2) CIRC の監督機能
 - (3) CIRC の組織
4. 関係法規制
 - (1) 保険法制定の経緯
 - (2) 保険法の概要
 - (3) 保険業者規制
 - (4) 保険募集規制
5. 保険制度
 - (1) 強制自動車保険
 - (2) 自動車保険
 - (3) 火災保険
6. 保険市場の動向
 - (1) 保険市場の概観
 - (2) 市場集中度
 - (3) 損害保険市場
7. WTO 加盟と外国保険会社に対する規制動向
8. 中国保険市場の今後の展望

1. はじめに

日本の約 26 倍の国土と 13 億人の人口を有する中国は、実質 GDP 成長率は、2001 年以降、5 年連続で 2 桁を続けており、世界の輸出大国として、また、北京オリンピック開催を控え、急速に経済大国として発展を遂げている（主要経済指標における中国とわが国の比較は図表 1 参照）。

中国保険市場についても、好調な経済に支えられて同様に 2 桁成長を続けている。スイス・リーのシグマ No 4/2007 によると、2006 年の中国の損害保険料は、2,048 億元（257 億ドル）で、アジア第 3 位の保険市場となっている。また、生命保険料は、3,593 億元（451 億ドル）で世界第 8 位、損害保険・生命保険合計でも第 9 位の保険市場を有するまでに成長している¹。

当研究所の発行する総研レポートでは、これまで、ロシア保険市場（2005 年 6 月第 72 号）、インド保険市場（2006 年 3 月第 75 号）およびブラジル保険市場（2007 年 3 月第 79 号）と、BRICs 諸国の保険市場を紹介してきた。今回、最後に残っていた中国保険市場について、その概要を取り上げることとしたい。

わが国企業の中国進出も相当進み、それに伴って、わが国保険会社による中国進出企業に対する保険サービスも充実が図られている。中国保険市場についての保険実務面の研究は進んでいるが、本レポートでは、これまで取り上げたことがなかったので、改めて、保険制度面を中心に、その歴史を含めて紹介することとしたい。

図表 1 主要経済指標の日中の対比

	中国(A)	日本(B)	比率(A/B)
面積	960 万平方キロメートル	37 万平方キロメートル	26 倍
人口	13 億 756 万人 (2005 年末)	1 億 2,800 万人 (2004 年 10 月推計)	10 倍
名目 GDP 成長率	14.7% (2006 年)	1.7%増 (2006 年)	8.6 倍
実質 GDP 成長率	11.1%増 (2006 年)	1.1%増 (2006 年)	10.1 倍
名目 GDP 総額	21 兆 871 億元 (2006 年) (2 兆 6,447 億ドル)	511 兆 9,628 億円 (2006 年) (4 兆 3,051 億ドル)	0.61 倍
一人当たりの GDP (名目)	2,012.5 ドル (2006 年)	42,076 ドル (2006 年)	0.05 倍
経常収支 (国際収支)	2,499 億ドル (2006 年末)	19 兆 8,488 億円 (2006 年) (1,699 億ドル)	1.47 倍
貿易収支 (国際収支)	2,177 億ドル (2006 年末)	9 兆 4,643 億円 (2006 年) (796 億ドル)	2.73 倍
外貨準備高	1 兆 685 億ドル (2006 年末)	8,953 億ドル (2006 年末)	1.19 倍
対外資産残高	1 兆 2,182 億ドル (2005 年末)	558 兆 1,060 億円 (2006 年末) (4 兆 6,931 億ドル)	0.26 倍

¹ 1997 年の中国における損害保険料は、約 487 億元（59 億ドル）で世界第 16 位、生命保険料は、626 億元（ドル）で世界第 15 位、生損保合計で 1,113 億元（134 億ドル）で世界第 17 位であった（スイス・リー・シグマ No 3/1999）。

	中国(A)	日本(B)	比率(A/B)
対外負債残高	9,037 億ドル (2005 年末)	343 兆 240 億円 (2006 年末) (2 兆 8,845 億ドル)	0.31 倍
対外純資産	2,857 億ドル (2006 年末)	215 兆 810 億円 (2006 年) (1 兆 8,086 億ドル)	0.15 倍
輸出額	9,700 億ドル (2006 年)	71 兆 6,309 億円 (2006 年) 6,023 億ドル	1.61 倍
対日輸出/ 対中輸出額	916 億ドル (2006 年)	10 兆 7,940 億円 (2006 年) (908 億ドル)	1.01 倍

(注) 1ドル=118.92 円 (2006 年第 4 四半期の東京インターバンク相場)、1ドル=0.1281 元 (yahoo!ファイナンス・為替計算機による 2006 年 12 月 31 日の換算率) で計算。

(出典：財務省、日本銀行、日本貿易振興機構ウェブサイトその他資料をもとに作成)

2. 中国保険市場の歴史

(1) 保険業の始まり

中国における保険業は、1805 年に、中国南部の中心都市の広州にイギリスの保険会社の広州保険行が設立されたのが始まりである。以降、イギリスの保険会社が、中国の大都市である香港、上海などに次々に設立された。また、中国国内保険会社の第 1 号は、1879 年に清国政府によって設立された仁和保険会社であるといわれている。その後、清国政府は、1876 年に済和保険会社を設立したが、1885 年に、済和保険会社は仁和保険会社と合併し、中国史上第 1 号の中国民族資本保険会社である仁済和保険会社となった²。

その後、20 世紀に入り、1910 年代から 1920 年代にかけて、中国では工業および金融業が急速に発達したが、その間、中国聯保保険会社、永寧永保険会社、永安保険会社、華安保険会社など、いくつかの中国国内保険会社が相次いで設立された。

1930 年代に入ると、上海銀行および龍鴻記などによる大華保険会社、金城銀行による太平洋保険会社、江興業銀行などによる泰山保険会社、中国銀行による中国保険会社、上海銀行および太古洋行による宝豊保険会社、中央信託保険部および農民銀行による中国農業保険会社などが、相次いで設立された。また、1937 年の抗日戦争（日中戦争）の影響で、多くの保険会社は、国民党政府の重慶への移転に伴って、本部を上海から重慶に移した³。

1940 年代後半は、第 2 次世界大戦の終了に伴って、重慶などの内陸部の都市から沿岸部の上海に経済の中心が移り、上海には、保険会社が多数設立された。上海において登記された保険会社数は、1946 年 5 月で 90 社以上、同年 11 月で 130 社以上と、急速に増大し、1949 年前後では、400 社前後となったといわれている。

1940 年代の中国の保険市場は、外資系保険会社が市場の大半のシェアを占めるようになっていたが、1948 年の中国における外資系保険会社の数は 64 社であった。

² 沙銀華『中国保険の理論と実務』中央経済社（1998.9）2 頁。

³ 塔林図雅「中国保険市場の発展と現状」慶應義塾保険学会保険学研究第 58 集（2006.8）319-320 頁。

一方、国内保険会社は、国民党政府が設立した中央銀行、中国銀行、中国農民銀行および郵便局および信託局など 6 社と民営保険会社に分けられる。民営保険会社は、上海など大都市に集中し、会社数は多かったが、マーケットシェアは低かったといわれている⁴。

(2) 中国新政府成立以降の保険市場

1949 年 10 月の中華人民共和国の成立に伴って、中国における保険業は、中国共産党政権の下、国有化された。

中国政府は、政府指導の下に 200 社の外資系保険会社および中国系保険会社の収用、統合を進め、1949 年に国営の中国保険公司 (People's Insurance Company of China : 以下「PICC」) を設立した。PICC の設立後、全国に PICC の支社 (分公司) が設立され、PICC は中国保険市場で独占的地位を占めるようになった。また、1951 年に上海市の民間保険会社 28 社が合併し、1952 年末には上海市の民間保険会社は、すべて国家との共同経営 (公私合営) とされた⁵。

当時の PICC の主要業務は、火災保険、対外運輸保険で、ほぼ独占的な地位を占めていた。その後、中国は、社会主義計画経済体制を樹立していく過程で、市場経済を排除したため、1958 年の全国人民公社化運動で保険業務は必要性がないとの認識が高まり、保険業務は全面的に停滞し、対外保険業務は中国人民銀行総行対外局に移転された⁶。

また、1966 年からの文化大革命の時期に入り、PICC は、総本部で一部の外貨建ての海外保険業務のみを継続する以外は、事実上、業務停止の状態に陥り、多くの子会社が解散した。

(3) 改革解放後の保険市場

鄧小平の指導による経済の改革開放政策が進められ、1970 年代後半以降、保険業は再開され、拡大した。

4 人組の失脚後、1979 年 4 月に、中国国務院は、保険業の再開を指示し、1979 年に PICC は国内保険業務の一部を、1982 年にはその全部を再開した。また、1983 年に PICC は、中国人民銀行から分離された。

その後、1986 年から 1998 年にかけて、保険市場に競争原理を導入するために、保険会社がいくつか設立された。1986 年、中国交通銀行は、保険業務部を設置し、初めて PICC の独占的局面を打破した。また、1988 年、深圳市蛇口工業区招商局と中国工商银行信託投資公司の出資によって、深圳地域に業務を限定した深圳平安保険会社が

⁴ 沙銀華・前掲 1、2 頁。

⁵ 沙銀華・前掲 1、2 頁

⁶ PICC の保険業務としては、そのほか、団体、個人生命保険、国家機関と国営企業に対する強制的損害保険、旅客意外傷害保険、物資運輸保険等の業務も展開されていた (塔林図雅・前掲 2、320 頁)。

設立された。同社は、業務展開に伴って 1992 年、中国平安保険公司に名称を変更し、業務を全国規模に拡大した。また、中国交通銀行は、業務分業経営規定によって、保険業務部を廃止し、太平洋保険公司を設立した⁷。当該 2 社は、民間会社の形態をとっているが、実質的に国有企業と同質であり、生損保兼営であった。

1992 年に、中国は、外国保険会社に対する保険市場開放を限定的に開始し、アメリカン・インターナショナル・グループ (AIG) が、最初の外資系保険会社として上海で営業を開始した。また、1994 年に東京海上火災保険株式会社 (現東京海上日動火災保険株式会社) が、1996 年にウインタートウル・スイス保険会社が、それぞれ 2 番目および 3 番目の外資系保険会社として上海で営業を開始した。中国政府は、選別された外国保険会社による限定的な市場開放を開始するとともに、保険市場を完全な開放の前に、自国の保険会社の増加を図る政策を採用し、中国資本の保険会社の設立が相次いだ⁸。1996 年には、5 社の国内保険会社が認可され、営業を開始した。また、外国会社の営業は、国内保険会社保護のため、事業範囲の制限とともに営業地域の制限が設けられた。さらに、PICC が分割され、親会社の中国人民保険集团有限公司、損害保険部門の中保財産保険有限公司、生命保険部門の中保人寿保険有限公司、および再保険部門の中保再保険有限公司が設立された。さらに 1998 年に生損保経営の禁止が導入されたことに伴い、親会社の中国人民保険公司が廃止されて、国が傘下 3 社を直接保有し、1999 年には、これら 3 社は、それぞれ中国人民保険公司 (損害保険業)、中国人寿保険公司 (生命保険業) および中国再保険公司 (再保険業) および中国国際控股有限公司 (海外の現地法人の持株会社、本社、香港) の 4 社に分割された⁹ (図表 2 参照)。

図表 2 中国人民保険公司の組織改編の推移

中国人民保険公司 (PICC) 1949 年設立 (国営企業)	⇒ 1996 年 改組	親会社: 中国人民保険集团有限公司 (中保集团)		1999 年 改組 独立	香港中国保険 (集团) 有限公司 (元海外機構と業務)
		(子会社)	中保財産保険有限公司	⇒	中国人民保険公司 (財産保険業務)
			中保人寿保険有限公司	⇒	中国人寿保険公司 (生命保険業務)
			中保再保険有限公司	⇒	中国再保険公司 (再保険業務)

(出典: 陳玉領「中国保険市場の歴史、現状及び課題」日本保険学会『保険学雑誌第 595 号』(2006.12)

10 頁)

⁷ 1986 年に中国人民銀行の許可を得た国有企業の新疆建設兵団保険会社が設立された。

⁸ IRMI com., “The Chinese Insurance Market - Brief History of the Insurance Market” (<http://www.irmi.com/Expert/Articles/2002/Kristensen06.aspx>).

⁹ 沙銀華・前掲 1、2 頁。陳玉領「中国保険市場の歴史、現状及び課題」日本保険学会『保険学雑誌第 595 号』(2006.12) 10 頁。

3. 保険監督機関

保険業の監督は、中国保険監督管理委員会（China Insurance Regulatory Commission：以下「CIRC」）が担っている。

(1) 概要

CIRCは、1998年、それまで保険業の監督を担っていた中国人民銀行の非銀行管理機構の保険監督管理部門から分離、独立して設立された。CIRCは、2003年に中国国務院の外局から直属の行政機関となり、国務院から、法律、規則に従って、保険市場を管理、監督し、保険業の法令に従った安定的な運営を維持する権限と機能を付託されている。

(2) CIRCの監督機能

CIRCは、保険業の監督の主な機能として、以下の責任を果たしている¹⁰。

- ① 保険業界の発展のための政策、戦略および計画の策定、保険業の監督・規制のための法律および規則の起草、ならびに保険業界に関する関係規則の策定
- ② 保険会社、子会社および保険グループ設立の審査および認可、関係部門との連携の下、保険資産管理会社の設立の認可、外国保険会社による中国領土内の駐在員事務所の設立の審査および認可、保険代理店、ブローカーなどの保険仲介機関および査定会社ならびにこれらの子会社の設立の審査および認可、中国保険および非保険機関による海外の保険機関の設立の審査および認可、保険機関の合併、分離、改編および解散の審査および認可、保険会社の接收・管理または経営移管の決定、保険会社の破産および清算手続の準備または関与
- ③ 各種の保険機関の上級管理職の資格の審査および認可、保険業に従事する職員の資格に関する基本的な基準の作成
- ④ 公益に関係する保険種目、強制保険種目および新規開発の生命保険種目に関する約款および保険料率の審査および認可、その他の保険種目の約款および保険料率の届出の受理
- ⑤ 法律に従った保険会社の支払余力および市場行為の監督、保険支払保証基金の管理、保険保証預託金の監視、法律および国家政策に基づく保険資金管理に関する規則の策定および法律に基づく保険資金管理の監督
- ⑥ 公共政策に基づく保険および強制保険の業務運営の監督、特定の自家保険および相互保険のような組織形態および業務運営の監督、中国保険協会および中国保険学会など学会および組織の監督

¹⁰ Chinese Government's Official Web Portal, "China Insurance Regulatory Commission – Major Responsibilities" (http://english.gov.cn//2005-10/01/content_74050.htm). 沙銀華・前掲1、24頁。

- ⑦ 保険組織および実務者による不公正競争および違法行為、ならびに非保険機関による直接的な保険業務従事および偽装した保険業務従事に対する調査および処罰の実施
- ⑧ 法律に従った国内保険会社および非保険組織によって設立された海外保険機関の監督
- ⑨ 保険業界の情報システムに関する基準の作成、保険リスク評価、リスク警告およびリスク監視システムの策定、保険市場の運営の注視、分析および予測、保険業界の統計および報告帳票の編纂、ならびに関係規則に従ったこれらの開示
- ⑩ 関係部門との連携の下、弁護士事務所、会計事務所、監査事務所、およびその他評価、鑑定、コンサルタント機関に対する保険業務への関与の資格審査、その他関係業務の監督
- ⑪ 保険業の対外交流および国際合弁事業の集中的、統一的管理
- ⑫ 保険業界に関する投書および苦情の受理
- ⑬ 国務院により委任されたその他の事項への対応

(3) CIRC の組織

CIRC の組織は、以下のような部門で構成されている¹¹。

① 弁公庁（総務室）、② 発展改革部（政策調査室）、③ 財務会計部、④ 財産保険監管部（再保険監督機能を含む）、⑤ 人身保険監管部（生命保険監督部）、⑥ 保険仲介監管部、⑦ 保険資金運用監管部、⑧ 国際部、⑨ 法規部、⑩ 統計情報部（統計情報部）、⑪ 派出機関管理部（支局管理部）、⑫ 人事教育部、⑬ 監理局、⑭ 広報部のほか、機関党（共産党）委員会がある。

4. 関係法規制

中国の保険法は、保険契約法と保険業の監督法規である保険業法を併せた体系となっている。以下、中国における保険法制定の経緯および現行保険法の概要を説明する。

(1) 保険法制定の経緯

中国における保険法制定の動きは、20 世紀の初頭の清国政府およびその後の国民政府によって、いくつかの保険関係法制定の試みがなされたが、いずれも実施されなかった。

清国政府は、1910 年に、日本の商法体系を模倣して、大清商律の改正草案の中の商行為編において、中国最初の保険法案となる保険業章程草案を公表した。その後、1911

¹¹ Chinese Government's Official Web Portal, "China Insurance Regulatory Commission – Internal Setup" (http://english.gov.cn///2005-10/01/content_74051.htm). 沙銀華・前掲 1、24 頁。

年の辛亥革命の勃発によって、清国が崩壊したため、同法律案は廃止されたが、さらに、辛亥革命によって成立した国民党政府によって保険関係法の立法化の試みは続けられた。国民党政府は、1918年に保険業法案の公表を経て、1928年に保険条例草案を公表したが、実施されなかった。その後も1935年に保険業法が公布され、さらに1937年に改正保険業法および保険業法の実施法が公布されたが、実施されなかった。また、国民党政府は、1929年に保険法を成立させが、実施されず、1937年に改正された保険法を公布したが、これも実施されなかった。

1949年の共産党政府の成立以降も、保険会社の国有化や保険業の停滞によって、しばらくは、保険法の立法化は進まなかったが、1985年、国務院は、保険企業管理暫定試行条例を公布し、同年、施行された。ただし、同条例の対象は、PICCのみであり、内容は簡潔で抽象的であった。1980年代後半の保険市場の開放後も保険法の未整備の状況が続いたが、1995年6月、政府は中華人民共和国保険法（以下「保険法または法」）を採択し、同年10月、保険法は施行された¹²。

(2) 保険法の概要

a. 保険法の構成

現行の保険法は、2002年10月に改正され、2003年1月から施行されたものである。保険法は、全8章、152カ条からなっている。その構成は、図表3のとおりであり、第1章：総則、第2章：保険契約、第3章：保険会社、第4章：保険経営規則、第5章：保険業の監督・管理、第6章：保険代理店および保険仲立人、第7章：法的責任、第8章：附則となっている。

図表3 中華人民共和国保険法（1995年6月30日第8期全国人民代表大会常務委員会第14回会議採択）の構成

章	節	項目	条
第1章		総則	1条～9条
第2章		保険契約	10条～68条
	第1節	一般規定	10条～32条
	第2節	財産保険契約	33条～51条
	第3節	人身保険契約	52条～69条
第3章		保険会社	70条～91条
第4章		保険経営規則	92条～106条
第5章		保険業の監督・管理	107条～124条
第6章		保険代理店および保険仲立人	125条～137条
第7章		法的責任	138条～152条
第8章		附則	153条～158条

（出典：沙銀華『中国進出企業のための中国保険実務辞典』中央経済社（2007.2.20）156-173頁をもとに作成）

b. 保険法の詳細規定

保険法の特徴は、保険契約法と保険業の監督法が1つになっていることである。

日本では、通常、法律の施行前に、政省令が出され、法律の詳細規定が明らかになるが、中国はそうになっていない。中国国務院が法律を施行し、その何年後かに施行細則を制定することになっている。また、施行細則の公布時期は明確ではない。このため、CIRCが、行政指導意見として、保険法関連の規範性規定の制定を行っている¹³。以下、CIRCから出された保険規制は図表4のとおり。

図表4 中国保険法および規定細則を補完するCIRCの主な指導意見である暫定規定等

保険関連法規名	公布時期	改正時期	規定策定機関
○ 保険会社会計制度	1998.12.08	2004.5.13	財務部
○ 保険会社の管理規定	2001.1.13	2004.5.13	CIRC
○ 保険査定機関の管理規定	2000.1.14	2000.11.16	CIRC
○ 保険兼業代理の管理に関する暫定規定	2000.8.14	—	—
○ 保険代理機構の管理規定	2001.11.16	2004.12.1	CIRC
○ 保険ブローカーの管理規定	2001.11.16	2004.12.1	CIRC
○ 外資保険会社の管理規定	2001.12.22	—	CIRC
○ 保険資産管理会社の暫定管理規定	2004.4.26	—	CIRC
○ 外資保険会社の管理規定の実施細則	2004.5.13	—	CIRC
○ 中国人寿保険経験生命表	2005.12.22	—	CIRC
○ 保険販売員管理規定	2006.4.6	2006.7.1	CIRC
○ 自動車交通事故責任強制保険条例	2006.3.21	—	CIRC

(出典：沙銀華『中国進出企業のための中国保険実務辞典』中央経済社(2007.2.20)4頁をもとに作成)

(3) 保険業者規制

保険業者に対する規制、監督は、保険法第3章に規定されるとともに、CIRCによって策定された保険会社管理規定(以下「会社規定または規定」)がそれを補完している。現行の会社規定は、2004年5月に改正され、同年6月に施行されたものである。

a. 保険業の設立免許

中国における保険会社の形態は、株式会社と国有の独資会社のいずれかでなければならない(法70条)。保険会社は、CIRCの設立の認可が必要であり(法71条、規定4条)、法令に基づき、登記された商業保険会社とされる(規定3条1項)。

保険会社の業務範囲は、①財産保険業務(財産損害保険、責任保険、信用保険など保険業務)および②人身保険業務(生命保険、健康保険、傷害保険など保険業務)とする(法92条1項)。同一の保険会社は、①および②を同時に兼営できない(同2項)。ただし、①を経営する保険会社は、CIRCの認可がある場合、短期健康保険および傷害保険業務を行うことができる(同2項)。保険会社の業務範囲は、CIRCの審査によ

¹² 沙銀華・前掲1、46-47頁。

¹³ 沙銀華・前掲1、4頁。

って決定される（同 3 項）。また、CIRC の審査決定を経て、前記①または②の業務の中で、出再保険および受再保険業務を営むことが認められる（法 93 条）。

保険会社、保険法その他の法律および行政規定に規定された業務以外の業務を営むことが禁止される（法 92 条 4 項）。

保険会社の設立の条件として、適格な投資者と合理的持株比率、保険法および会社法への適合、最低限度額を上回る登録資本、上級管理職の専門知識および業務経験、健全な組織および管理制度、条件を満たす営業場所および関連施設を備えていなければならない（法 72 条、規定 6 条）。また、設立の原則として、法令遵守および保険業の公正競争と健全な発展に資することのほか、国のマクロ経済政策と保険業の発展戦略に適合することが求められる（規定 5 条）。

b. 保険種目

財産保険会社（損害保険会社）および人壽保険会社（生命保険会社）は、CIRC の許可を得て、図表 5 に示す保険種類の全部または一部を営むことができる（規定 47 条、48 条）。

図表 5 保険会社の営める保険種類

財産保険会社が営める保険種類		人壽保険会社が営める保険種類	
1	財産損害保険	1	傷害保険
2	責任保険	2	健康保険
3	法定責任保険	3	人壽保険
4	信用保険および保証保険	4	新種の人壽保険
5	農業保険	5	年金保険
6	その他の財産保険業務	6	新種の年金保険
7	短期の健康保険および傷害保険	7	その他の人壽保険業務
8	上記の保険業務の再保険業務	8	上記の保険業務の再保険業務

（出典：沙銀華『中国進出企業のための中国保険実務辞典』中央経済社（2007.2.20）174 頁以下をもとに作成）

c. 資本要件および供託金

保険会社設立のための登録資本金の最低額は 2 億元で、実際に貨幣で払い込まれていることが条件となっている（規定 6 条 2 号）。

また、保険会社は、成立後、その登録資本総額の 20% を保証金として CIRC の指定銀行に供託し、保険会社が解散した場合の債務償還に使用する場合を除き、これを使用することが禁止される（法 79 条）。

d. 商品・料率規制

①法律に基づく強制保険、②新規開発された人壽保険（生命保険）、および③社会公衆の利益に関係する保険の保険約款および保険料率については、CIRC に届出て、審

査を受けなければならない（法 107 条 1 項、規定 70 条）。その他の保険種類については、保険約款および保険料率の CIRC への報告と登録が必要である（同 2 項、規定 71 条）。

また、CIRC は、保険約款および保険料率の審査、許可または届出の際に、審査法規制または CIRC の禁止規定違反、国家の税制・金融政策の違反、社会公共利益への損失、内容が著しく公平を欠く価格独占または保険契約者等の権益侵害、約款の設計または料率が適正を欠き、保険会社等の支払余力に危険を及ぼす可能性がある場合、CIRC の監督管理原則に基づき定めたその他の事情が認められる場合、当該保険約款および保険料率の修正または保険会社の使用停止を命じることができる（規定 72 条）。

CIRC の審査、許可または届出済みの保険約款および保険料率を変更する場合も再度 CIRC への届出が必要となる（規定 73 条 1 項）。このほか、長期人寿保険の予定利率は CIRC の関係規定への適合が求められる（規定 74 条）。

このほか、保険会社は、新商品開発およびサービスの創出の努力義務（規定 75 条 1 項）、保険約款および保険料率で使用する用語の平易・簡明化義務（同 2 項）、ならびに保険協会による財産保険および人寿保険のモデル約款の作成ならびに標準となる保険料率の公布が可能であることが規定されている（規定 76 条）。

e. 財務基準

保険会社は、CIRC の規定に従って、営業報告、アクチュアリー報告、財務会計報告および関係する業務諸表の遅滞ない提出が求められ（規定 94 条）、提出する各種財務諸表、業務報告は、完備され、真実かつ正確でなければならない（規定 95 条）。

f. 資産運用規制

保険会社の資産運用は、銀行預金、政府債券、金融債券、企業債券、証券投資基金の売買および国务院の定めるその他の資金運用形式に限られ（規定 80 条 1 項）、具体的な運用方法、商品種類の割合、認定された最低ランク評価は CIRC の関係規定に適合することが求められる（同条 2 項）。また、保険会社は、保険資産管理会社を設立し、当該保険会社資産の運用業務を委託できる（同 82 条）。さらに、国の関係規定に合致すれば、保険会社は海外で資産運用することが認められる（規定 81 条）。

加えて、CIRC は、2004 年 10 月、保険機関投資家の株式投資に関する暫定管理規定を公布し、保険会社は以下の条件で、株式への直接投資等が認められることとなった（直近は、2006 年 11 月改正規定）¹⁴。

- ① 株式投資の範囲は、元で売買する株式（A 株式）、転換社債および CIRC が定

¹⁴ CIRC Web Portal, “Provisional Regulation on Administration of Stock Investment of Insurance Institutional Investors” (2006.11.14)、沙銀華・前掲 1、53・135 頁。

めるその他の投資商品に限られる。

- ② 上場廃止銘柄、上場廃止リスク警告の特別の取扱い銘柄、直近 12 カ月で 100% を超える値上がり銘柄、株価操作の疑いのある銘柄、会計事務所が財務諸表の適正意見拒否または反対意見を表明している会社の銘柄等への投資を禁止する。
- ③ 特定の上場会社 1 社の株式を保有する場合、当該会社の発行済み株式の 30%未満であること。
- ④ 株式への投資割合は、投資連結保険（ユニットリンク保険）の場合は当該資産の 100%以下とし、ユニバーサル生命保険の場合は当該資産の 80%以下とすること。また、その他の保険商品の独立勘定に係る株式投資割合については、CIRC が特定する割合を超えないこと。さらに、これらの商品の独立勘定に係る株式投資割合については、保険約款に規定する割合を超えないこと。

g. 禁止行為と違反に対する処分

保険会社等の禁止行為として、以下が規定されている。

- 保険契約者、被保険者または保険金受取人を欺くこと、保険契約者への重要な事実の隠匿、保険契約者への告知義務の履行妨害・不実告知の誘導、保険契約者等への保険料の割戻し・特別利益の提供、保険事故の捏造・偽装事故処理等による保険金支払・詐取（法 106 条）
- 保険の加入強制の禁止（規定 55 条）
- 無許可の保険代理人または無許可の保険ブローカーの使用禁止（規定 56 条）
- 他の保険会社の信用・名誉毀損の禁止（規定 57 条）
- 市場占有を目的とした契約の乗換勧誘の禁止（規定 58 条）
- 他の保険会社の正常な業務活動の排除・妨害の禁止（規定 59 条）
- 保険料のリベートまたは違法な利益供与の禁止（規定 60 条）
- 未確定の利益・配当等の予測および保険約款およびサービスの質の誤解を招く宣伝の禁止（規定 63 条）
- 他社の保険約款、保険料率または予定利率との部分的または偏った比較の禁止（規定 64 条）

保険法の規定違反行為に対し、CIRC は、警告、是正命令および関係法令に基づく行政処分を課し、犯罪を構成する場合は、司法機関に移管し、刑事責任を追及する（規定 99 条）。また、保険会社が法律、行政法規に違反し、CIRC が保険業務経営許可証を取り消した場合は、法に従って保険会社を解散し、適時に清算を行う（法 86 条）。

h. 支払不能に対する措置

保険会社が支払期間が到来した債務を支払うことができない場合、CIRC の同意を得て、人民法院が破産宣告し、CIRC など関係者による清算チームを組織して清算を行う（法 87 条）。

人寿保険業務を行っている保険会社が解散または破産宣告された場合、保有する人寿保険契約および準備金は、他の人寿保険業務を行っている保険会社に移転しなければならず、移転の取決めを締結できない場合は、CIRC が指定する人寿保険業務を行っている保険会社によって引受けられる（法 88 条）。

保険会社が法に従って破産した場合の破産財産は、破産費用を優先的に支払った後に以下に掲げる順位に従って償還される。また、同一順位の項目の償還をすべて行うことができない場合はその割合によって分配する（法 89 条）。

- ① 職員、労働者への未払賃金および労働保険料
- ② 保険金の支払
- ③ 未納付の税金
- ④ 会社債務の返済

i. 保障基金

2004 年 12 月 30 日に保険保障基金管理規定（以下「保障基金規定」）が公布され、2005 年 1 月 1 日から実施された。保障基金は、保険会社の納付金で構成され、保険会社が経営破たんし、CIRC が決定した場合、保険契約者または被保険者もしくは保険契約を譲り受ける保険会社等に法定の救済基金を提供する（2 条）。保障基金は、財産保険会社の保障基金および人寿保険会社の保障基金に分かれる（2 条）。

保険会社は、保障基金の救済範囲とする保険業務について、保険の種類に応じて、図表 6 のような割合で基金を納付する（6 条）。

また、保険会社が解散または破産宣告された場合で、その清算財産を保険契約者等に返済することができない場合は、図表 7 のような救済金を給付する。

図表 6 保険保障基金の保険会社が納付する基金の割合

	保険の種類	納付する保障基金の割合
1	財産保険、災害保険および短期健康保険	保険料の留保額の 1%
2	配当付長期生命保険、長期健康保険	保険料の留保額の 0.15%
3	配当なし長期生命保険	保険料の留保額の 0.05%

（出典：沙銀華『中国進出企業のための中国保険実務辞典』中央経済社（2007.2.20）174 頁以下をもとに作成）

図表 7 保険保障基金による救済

	保険金請求額	保障基金の額・割合
非人寿保険	保険金請求額が 5 万円以内の場合	全額を給付
	保険金請求額が 5 万円を超えた部分について (個人の場合)	5 万円を超えた部分の 90%
	保険金請求額が 5 万円を超えた部分について (団体の場合)	5 万円を超えた部分の 80%
人寿保険	個人の場合	保険契約利益の 90%以内
	団体の場合	保険契約利益の 80%以内

(出典：沙銀華『中国進出企業のための中国保険実務辞典』中央経済社 (2007.2.20) 174 頁以下をもとに作成)

j. 再保険

2005 年 9 月に再保険業務管理規則 (以下「再保規則」) が公布され、任意再保険の方法、再保険取引に係る CIRC への報告等に関する規定が同年 12 月から施行された。

すなわち、保険会社は、保険法その他関係規則に従って一定の保険料およびリスクを保有し、保有分を超える部分を出再しなければならない (9 条)。また、元受保険会社は、協定保険で任意再保険を行う場合、少なくとも中国国内の 2 社以上の再保険専門会社に出再の申出を行い、申出は出再額の 50%以上とし (11 条)、航空、宇宙、原子力、油濁賠償責任および信用保険を除き、同一の受再保険会社に元受責任額の 80%以上を出再保険してはならず、関係会社への出再は元受責任額の 20%を超えてはならない (12 条)。さらに、元受保険会社は、同一会社に元受責任額の 50%を超えて出再した場合は毎年 3 月末までに CIRC に報告すること (26 条)、5,000 万元 (人身傷害は 3,000 万元) 以上の保険事故があった場合は適時に CIRC に報告すること (28 条) などが規定されている。このほか、外国保険会社の支店については、ソルベンシー状況および本店の運営状況に係る本店所在国の監督機関の発行する諮問書を毎年 6 月末までに、また、本店が保証するリスク保有割合を毎年 12 月末までに、それぞれ CIRC に提出すること (29 条) などが規定されている¹⁵。

k. 外国保険会社に対する規制

中国では、1990 年代から外国保険会社の中国保険市場進出を制限的に認めるようになった。その根拠法として、上海市政府が、1992 年 9 月に公布した上海外資保険機構暫定管理弁法がある。その後、中国は WTO 加盟交渉によって加盟国との間の行った自由化約束の国内法への反映を目的に、2001 年中華人民共和国外資保険会社の管理条例 (以下「外資条例」) を公布した。

外資管理条例は、全 7 章、40 カ条で構成され、設立可能地域、設立形態と出資比率、

¹⁵ CIRC, "Regulation on Administration of Reinsurance Business (CIRC Ordinance No.2 (2005))" (2006-11-14) .

最低資本金、設立条件、設立許可手続、業務範囲、外資保険会社に対する監督、外資保険会社の解散と清算、違法行為と法的責任等を規定している。また、2004年5月に、外資保険会社の管理条例の実施細則（以下「実施細則」）が公布され、6月から実施された。実施細則は、47条で構成され、外資保険会社の設立に関する法規制、合弁人壽保険会社の持分の割合、合弁保険会社への投資制限等の細目が規定されている。

(a) 外資保険会社の定義

外資保険会社とは、関係法令に基づき、許可を得て中国国内で設立および営業を行う、①外国保険会社と中国の会社・企業が中国国内で合弁経営する保険会社（以下「合弁保険会社」）、②外国保険会社が中国国内で投資し、経営する外国資本の保険会社（以下「独資保険会社」）、および③外国保険会社の中国国内の支店（以下「外国保険会社支店」）をいうとされる（外資条例2条）。

(b) 合弁保険会社の持分比率

外資保険会社の設立形態、出資比率は、CIRCが関連規定に従って定めるとし（外資条例6条）、人壽保険を合弁経営する保険会社（以下「合弁人壽保険会社」）の中での外国資本の割合は会社の総資本の50%を超えてはならないとされる（実施細則3条）。また、外資保険会社は、成立後、その登録資本または運用資金総額の20%を保証金としてCIRCの指定銀行に供託し、外資保険会社が解散した場合の債務償還に使用する場合を除き、これを使用することが禁止される（外資条例17条）。

(c) 最低資本金

合弁保険会社および独資保険会社の最低登録資本金は2億元またはその相当額の自由にて為替取引できる貨幣とされ、外国保険会社の支店は、その本社から2億元相当額を下回らない自由にて為替取引できる貨幣の運営資金を無償で支給されることとされる（外資条例7条1項・2項）。なお、CIRCは、外資保険会社の業務範囲、経営規模に従って登録資本または運用資金の最低限度を引き上げることができるとしている（同3項）。

(d) 外資保険会社の設立条件

外資保険会社の設立を申請する外国保険会社は、以下に掲げる条件を備えていなければならない（外資条例8条）。なお、このうち、①については、実施細則7条において、外国会社が継続的に30年以上経営していることを意味し、当該会社が他の機構を吸収、合併または他の機構と合併して新たな保険会社を設立してもその保険の業務年数に影響しないとしている。

- ① 保険業務を 30 年以上経営していること
- ② 中国国内に事務所を設立して 2 年以上であること
- ③ 設立申請提出 1 年前の年末総資産が 50 億ドル以上であること
- ④ 外国保険会社が所在する国または地区の保険監督制度が整備され、かつ、その外国保険会社が既に所在国または地区の関係監督官庁による有効な監督管理を受けていること
- ⑤ 外国保険会社が所在する国または地区の支払余力基準を満たしていること
- ⑥ 外国保険会社が所在する国または地区の関係監督官庁が、当該設立申請に同意していること
- ⑦ CIRC の規定するその他の条件を備えていること

I. 設立予定の外資保険会社の責任者の要件

設立予定の外資保険会社の責任者の条件として、大専（短期大学）以上の学歴、保険または関係業務に 2 年以上従事および違法または犯罪歴の記録がないことが規定されている（実務細則 18 条）。

(4) 保険募集規制

中国における保険募集チャネルは、個人保険代理人、保険代理会社および保険ブローカー会社、および保険会社の直販社員、直接窓口販売またはインターネットによる直接販売に分けられる¹⁶。以下、前者 3 つの保険募集チャネル制度について説明する。

a. 中国保険市場における販売チャネルの状況

CIRC が集計した 2007 年 1 月～9 月の仲介チャネル別の生損保合計の収入保険料は約 4,300 億元で、このうち、個人保険代理人が約 2,400 億元で、45%とトップを占め、次いで銀行の窓口販売などの兼業代理が約 1,600 億元で 30%、保険代理会社・ブローカーなどの専業仲介が 245 億元で 5%を占めている¹⁷。

b. 個人保険代理人

1990 年代に AIG が中国に進出し、個人保険代理人方式が中国において初めて導入された。個人保険代理人に関する法規制は、1996 年 2 月に、保険代理人管理の暫定規定が制定され、1997 年 11 月に暫定規定を改正した保険代理人の管理規定（試行）が公布されて、長く適用されてきた。その後 2006 年 5 月に保険販売員管理規定が公布され、7 月から施行された¹⁸。

¹⁶ 中国では、コールセンターを活用した販売手法の導入は遅れているようである。

¹⁷ 沙銀華・片山ゆき「中国保険最新事情 026」インシュアランス第 4269 号（保険研究所、2008.3.6）15 頁。

¹⁸ CIRC, “Regulation on Administration of Insurance Salespersons (CIRC Ordinance No. 3 (2006))”

(a) 保険販売員および販売活動の定義

中国では、保険会社と代理店委託契約に基づき保険販売等を行う個人保険代理人を保険販売員と定義している。

保険販売員とは、CIRC が発行した資格証書を有し、保険会社に保険商品の販売・関連サービスを提供し、それによる手数料を得る個人を指す（2 条）とし、販売活動とは、保険販売員が保険会社から権限を受けて行う、保険商品の販売および関連サービスの提供に関する活動と定義される（3 条）。

(b) 保険販売員の条件

保険販売員が保険募集活動を行う条件としては、CIRC による保険代理従事者資格試験に合格し、保険代理従事者資格証書（以下「資格証書」）を取得することである（資格証書の有効期間は 3 年で期限満了の 30 日前までに更新手続が必要となる）。

そのうえで、保険販売員は、保険会社と委託契約を締結して保険販売の権限の付与を受け、保険会社による身分証明書の写および資格証書の写等の確認・照合と現地の保険協会での CIRC が監督・作成する保険販売員業務展開免許証（以下「業務展開免許証」）の登録を経て、当該保険会社から業務展開免許証の発行を受ける。これらの手続を経て、保険販売員として初めて保険募集活動に従事できる。

(c) 保険販売員の義務

保険販売員は、保険募集活動における関係法令の遵守（28 条）とともに、保険会社の委託契約に基づき、権限の範囲内で委託契約（保険販売の代理および保険料領収の代理）の義務を履行する義務を負う（29 条）。また、保険販売活動を行う場合の業務展開免許証の提示（30 条）、顧客に対する保険商品およびサービスに関連する情報や免責事項、クーリングオフ、健康保険の契約発効までの期間、解約などの重要情報の説明（31 条）、利益配当型保険等のリスクの説明（32 条）等の義務を負う。

(d) 禁止行為

保険販売員の禁止行為としては、法的に認められない保険業務（34 条）および 2 社以上の保険会社との委託契約の締結（35 条）が禁止されるほか、虚偽・誤導的説明、保険宣伝資料の無断印刷・配付、不公平または不完全な保険商品比較、利益配当または将来の不確定な収益の契約保証以上の保証の提供、保険会社の財務状況の誤導的説明、特別利益の提供、虚偽告知・無告知の誘導等の行為が禁止されている（36 条）。

c. 保険代理会社

CIRC は、保険代理会社の活動に地域制限を設けている。保険代理会社は、CIRC の許可を得た行政地区内に登録済みの保険会社とのみ委託契約を締結できる。保険代理会社は、本社および支部（分支機関）をあわせて保険代理機構と呼ばれる。

保険代理機構の行政法規は、1996年2月に保険代理人の暫定規定として公布され、その後何回かの改正を経て、2004年12月に保険代理機構管理規定として公布、2005年1月に施行されたものである¹⁹。

(a) 保険代理機構の定義

保険代理機構とは、CIRC が定めた資格・条件に適合し、CIRC に許可され、保険代理業務経営許可証（以下「許可証」）を得て、保険会社の委託によって、代理手数料を受領し、保険会社からの授権の範囲で専門的に保険業務を代理する機構を指す（4条）と定義される。

(b) 保険代理機構の設立と登録

保険代理機構の設立の条件として、最低金額 50 万元以上の登録資本または出資を受け、上級管理職の在任資格条件への適合、2 名以上かつ 2 分の 1 以上の従業員の保険代理従業員資格証明書（以下「資格証明書」）の取得、健全な組織、機構および管理制度、業務規模の適応可能な住所・場所、業務展開に適合するコンピュータ・システム、1 社以上の保険会社発行の委託代理意向書を有することが必要とされる（8条）。保険代理機構は、所定の書類を提出して CIRC に設立許可申請を行い、CIRC から許可書の発行を受ける必要がある。許可書受領後、工商局で登録を受け、営業許可証を受領後、開業することができる（19条）。また、保険代理機構は、工商局で登録日から 20 日以内に登録資本または出資の 20%の保証金を所定の銀行口座に預金して積み立てるか、責任保険に加入しなければならない（20条～22条）。

(c) 保険代理従業員資格証明書

保険代理機構の本部および支部において、保険販売等に従事する保険代理業務員は、CIRC の実施する保険代理従業員資格試験に合格し、資格証明書を取得しなければならない。資格証明書の有効期間は 3 年間で、有効期間満了 30 日前までに更新手続を行う必要がある（51条）。更新の申請をする場合、所定の研修受講、過去 3 年間に重大な行政罰を受けない等の条件がある（52条）。また、保険代理機構は、資格証明書を有する保険代理従業員に営業証明書を発行し、保険代理従業員は、保

¹⁹ CIRC, “Regulation on Administration of Insurance Agency Institutions” (2006-11-14) . 沙銀華・前掲 1、5-7 頁、138-142 頁、195-212 頁。沙銀華「中国保険代理業に関する行政法規の改正（上）」インシュアランス第 4139 号（保険研究所、2005.6.16）4-10 頁、同（中）・4140 号（2005.6.23）8-11 頁、同（下）・4141 号（2005.7.7）12-16 頁。

険代理業務を展開する場合、資格証明書と営業証明書の提示が求められる(56条)。

d. 保険ブローカー

中国では、1979年の保険市場再開以降、保険ブローカー制度は存在していなかったが、1995年6月公布の保険法で初めて保険ブローカーに関する規定が新設され、1998年2月に保険仲立人の管理規定(試行)が公布された。その後、2001年のWTO加盟に際して、外国の保険ブローカーに保険業務展開許可証の交付条件について、約束している²⁰。保険ブローカーの設立については、保険代理会社のような、営業地域の地理的制限はなく、中国全土で営業できる。

保険ブローカーの行政法規は、2001年11月に保険仲立機関管理規定として公布され、その後、規定が大幅に増やされて2004年12月に保険仲立人管理規定として公布、2005年1月に施行されたものである²¹。

(a) 保険仲立の定義

保険仲立とは、保険仲立機関と保険契約者間で委託契約を締結し、保険契約者または被保険者の利益に基づいて、保険契約者と保険会社間で保険契約を締結する上での仲介サービスを提供し、かつ法に従ってコミッションを徴収する直接保険仲立と、保険仲立機関と元の保険会社間で委託契約を締結し、元の保険会社の利益に基づいて、元の保険会社と再保険会社に再保険仲介サービスを提供し、かつ法に従ってコミッションを徴収する再保険仲立の両方をいうと定義している(4条)。

(b) 保険仲立機関の設立と登録

保険仲立機関開設の条件として、最低金額50万元以上の登録資本または出資を受け、上級管理職の在任資格条件への適合、2名以上かつ2分の1以上の従業員の保険仲立従業員資格証明書(以下「資格証明書」)の取得、健全な組織、機構および管理制度、業務展開に適合するコンピュータ・システムを有することが必要とされる(10条)。保険仲立機関は、所定の書類を提出してCIRCに設立許可申請を行い、CIRCから許可書の発行を受ける必要がある。許可書受領後、工商局で登録を受け、営業許可証を受領後、開業することができる(22条)。また、保険仲立機関は、工商局で登録日から20日以内に登録資本または出資の20%の保証金を所定の銀行口座に預金して積み立てるか、責任保険に加入しなければならない(24条～22条)。

²⁰ 保険関連事業に従事して30年以上、中国で2年以上事務所を設置しており、申請前年度末の総資産が50億ドル以上であることが、外国保険ブローカーの許可証取得の要件となっている。

²¹ CIRC, “Regulation on Administration of Insurance Brokerage Institutions” (2006-11-14) .沙銀華・前掲1、112頁、143-149頁、213-229頁。沙銀華「中国保険ブローカーに関する行政法規の改正(上)」インシュアランス第4149号(保険研究所、2005.9.1)4-12頁、同(中)・4150号(2005.9.8)8-13頁、

(c) 保険仲立機関設立許可証と業務員資格証明書

保険仲立機関は、許可書を目のつくところに設置する義務を負い（30条）、許可書の有効期間は2年間で、有効期間満了30日前までに更新手続を行う必要がある（31条）。

保険仲立機関の本部および支部において、保険販売等に従事する保険仲立業務員は、CIRCの実施する保険仲立業務員資格試験に合格し、資格証明書を取得しなければならない（49条2項）。資格証明書の有効期間は3年間で、有効期間満了30日前までに更新手続を行う必要がある（55条）。更新を申請する場合、所定の研修受講、過去3年間に重大な行政罰を受けない等の条件がある（56条）。また、保険代理機構は、資格証明書を有する保険代理従業員に営業証明書を発行し、保険代理従業員は、保険代理業務を展開する場合、資格証明書と営業証明書の提示が求められる（60条）。

5. 保険制度

(1) 強制自動車保険

中国国務院は、2006年3月、自動車交通事故責任強制保険（以下「自交責保険」）条例を公布、同年7月から実施した。また、あわせて、無保険自動車やひき逃げ等の事故による被害者の救済制度として、道路交通事故社会救済基金が創設された²²。

a. 自交責保険の概要

中国国内で自動車を保有し、公道を運転する者、またはそれを管理するすべての者は、自交責保険の加入が義務付けられる（2条）。自交責保険は、被保険自動車が一般道路において交通事故を起こした場合、当該自動車の同乗者、被保険者以外の者の傷害、死亡および財産損害について、保険会社が責任限度額の範囲内で強制的にその責任を補償する保険であり（3条）、対人賠償事故および対物賠償事故の両方を補償する。

自交責保険に未加入で自動車を運転した場合、公安交通管理部門が当該自動車を差し押さえると同時に、自動車の保有者に通知して、最低保険責任限度額の保険に加入した場合に支払う保険料の2倍の罰金が科せられる（39条）²³。

(a) 保険者と引受義務

保険者は、中国系保険会社とされ、CIRCが自交責保険業務の取扱を許可した保険会社が従事することができる（5条）。自交責保険業務を取扱う保険会社は、保険加入申込みを拒否又は保険引受を先延ばししてはならず（10条）、契約者が重要事

同（下）・4151号（2005.9.15）10-15頁。

²² 沙銀華・前掲1、81頁。

²³ 沙銀華・片山ゆき「中国版自賠責保険制度の課題（上）」インシュアランス第4210号（保険研究所、2006.12.14）4-9頁。

項の告知を履行しなかった場合を除き、保険契約を解除してはならない(14条)²⁴。

(b) 被保険自動車

自交責保険の対象となる車両は、自家用車、非営業用自動車、営業用自動車、非営業用貨物車、営業用貨物車、特殊車、オートバイ、トラクターの8車種となっている(自交責保険約款)²⁵。

(c) 約款、料率、保険期間

自交責保険は、各保険会社同一の保険約款および基礎保険料率が使用される(6条)。

共通の保険約款および基礎保険料率は、CIRCの指導の下、中国保険業協会が中心となって算出作業を行い、約款および料率案をCIRCに提出して承認を受けたものが使用されている。

保険期間は、法令等に記載されたものを除き1年とし(11条)、保険会社は、前年度に無事故および法律違反のなかった被保険自動車については、契約更新の際にその保険料を引下げ、事故または違反があった場合は、保険料を引上げる。ただし、被保険者に事故についての過失がなかった場合は、保険料の引上げは行われない²⁶。

(d) 損害賠償・保険金支払限度額

自交責保険の保険金支払限度額の基準は、被保険者の過失の有無によって分類され、その限度額は全国一律とされる(23条)。具体的な限度額は、図表8のとおりである。なお、支払の対象は、死亡・後遺障害の場合、葬儀代、死亡補償金、被害者遺族の葬儀に係る交通費、後遺障害補償金、後遺障害補助器具、介護費、回復費用、交通費、被扶養者生活費等である。また、傷害の場合は、医療費用(無過失を含む)には、薬代、診療費、入院費、入院食事補助費、治療継続に係る治療費等がある²⁷。

図表8 中国・自交責保険の支払限度額

	対人		対物
	死亡・後遺障害	医療費用	財産損害
被保険者賠償限度額(過失ありの場合)	50,000元	8,000元	2,000元
被保険者賠償限度額(無過失の場合)	10,000元	1,600元	400元

(出典：沙銀華・片山ゆき「中国版自賠責保険制度の課題(上)」インシュアランス第4210号(保険研究所、2006.12.14)8頁)

²⁴ 沙銀華・片山ゆき・前掲20、6頁。

²⁵ 沙銀華・片山ゆき・前掲20、6頁。

²⁶ 沙銀華・片山ゆき・前掲20、6-8頁。

²⁷ 沙銀華・片山ゆき・前掲20、8頁。

(e) 免責事項

被害者が故意に事故を発生させた場合は、保険金は支払われない。また、財産損害については、以下のような場合も免責とされる（22条）。

なお、これら免責となる事故の場合でも、被害者に緊急の救助が必要な場合は、保険会社は支払限度額の範囲内で治療費の立替を行い、加害者に、その損害を求償できる（9条）。また、被保険者が無過失の場合、医療費は、限度額の範囲内で支払われるが、財産損害に係る費用については、保険会社は支払責任を負わない²⁸。

- ① 運転者が運転免許を有していない場合
- ② 運転者が飲酒運転をした場合
- ③ 被保険自動車盗難中に事故が発生した場合
- ④ 被保険者が故意に交通事故を引き起こした場合

b. 道路交通事故社会救済基金

交通事故被害者救済のために、以下のような事故の被害者の人身傷害に係る葬儀費用、救助費用の一部または全部の給付が行われる（24条）。

そのために道路交通事故社会救済基金が設立され、その費用は、自交責保険の保険料の一定割合、自動車所有者・管理者から徴収される罰金、加害者からの賠償金、基金の利息等で賄われている。

医療機関は、国务院衛生主管部門が定めた臨床治療ガイドラインに基づいて、交通事故の負傷者を救助、治療しなければならないと規定され（32条）、救助された負傷者が救助費を必要とする場合、救助基金の管理機関が公安交通部門の通知を受けた後、医療機関にその費用を支払うことが規定されている²⁹。

- ① 救助費が自交責保険の支払限度額を超過した場合
- ② 加害自動車が自交責保険に加入していない場合
- ③ 加害自動車が事故後、逃走した場合

(2) 自動車保険

中国の自動車保険は、第三者賠償責任保険、車両保険などの基本契約があり、基本契約に補償を加えたり、補償内容を修正する付加保険契約および特約がある。それぞれの概要は、図表9のとおりである³⁰。

²⁸ 沙銀華・片山ゆき・前掲20、8頁。

²⁹ 沙銀華・片山ゆき・前掲20、8頁。

³⁰ 沙銀華・片山ゆき・前掲20、7頁。

図表 9 中国における自動車保険約款の種類

中華人民保険公司約款（車両保険）			各社一般約款
基本契約	付加保険契約	特約	
第三者責任保険（任意）	車両盗難付加保険	免責特約	自動車交通事故強制保険
自家用車損失保険	車両ガラス損害付加保険	異郷地宿泊費特約	
営業用自動車保険	自動車免許停止損害付加保険	新車特約 A	
非営業用自動車保険	自然燃焼損失付加保険	新車特約 B	
オートバイ保険	新增設備損失付加保険	部品交換特約	
トラクター保険	車両傷損失付加保険	レッカーサービス特約	
特殊車両保自動車保険	火災・爆発・自然燃焼損失付加保険	送油・充電サービス特約	
自動車乗務員責任保険	自動車出境付加保険	タイヤ交換サービス特約	
自然燃焼損失保険	油汚染責任付加保険	代車サービス特約	
車両ガラス損害保険	交通事故精神障害賠償責任保険	免責選択特約	
車両運転停止損害保険	搭載貨物責任付加保険		
搭載貨物責任保険	身の回り品損害付加保険		
納車運転保険	自動車免許停止損害付加保険		
	エンジン特別損害付加保険		

（出典：沙銀華・片山ゆき「中国版自賠責保険制度の課題（上）」インシュアランス第 4210 号（保険研究所、2006.12.14）7 頁）

(3) 火災保険

中国の火災保険は、基本的に、財産保険、財産一切保険および盗難リスクを補償する財産付加窃盗保険に分かれている。補償内容については、図表 10 のようになっている。

図表 10 中国における主な火災保険商品の補償内容

	財産保険	財産付加窃盗保険	財産一切保険
火災	○	○	○
落雷	○	○	○
破裂・爆発	○	○	○
物体の衝突、飛行物体の墜落による損害	○	○	○
暴風雨、台風、竜巻、雪災、氷結、洪水	○	○	○
雪崩、土石流、突発性地滑り	○	○	○
水道管破裂	○	○	○
盗難	×	○	○
地震	△ (注)	×	△ (注)
テロ	×	×	×
津波	×	×	×
オールリスクカバー (除く免責)	×	×	○
<契約方式>			
・ 保険期間は一般的に1年			
・ 保険料払込方法は、年払い、12回までの分割払い			
・ 商品等の在庫については、財産保険通知方式により、契約時に年間予想最高保管額を保険金額として設定し、その75%で暫定保険料を算出し、毎月の通知により、保険期間終了後に確定精算することが可能。			
<保険料率>			
・ 基本となるタリフレートに基づき、保険会社が個別に算出。地域により料率水準は異なる。			
○現金保険			
・ 事務所内保管中の現金、または事務所－銀行間輸送中の現金が、火災、盗難等により被った損害を補償する。			
・ 補償限度額は、保管中と輸送中それぞれで設定する。			

(注) 一定の条件を満たす企業物件の場合、引受が可能。

(出典：三井住友海上社ウェブサイト)

6. 保険市場の動向

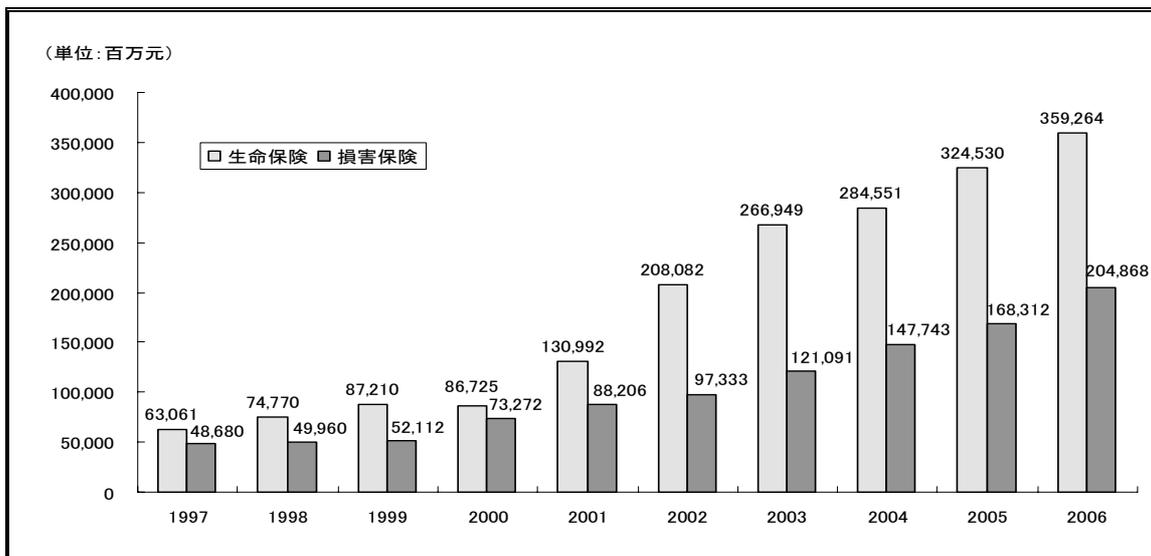
(1) 保険市場の概観

中国保険市場は、2001年以降、元受保険料が平均25%を超える高い成長率を示している(図表11参照)。改革開放政策および近年はオリンピック効果もあって経済成長に一層拍車がかかっており、保険業界は特に経済成長の恩恵を受けている。

国内保険会社が依然として保険市場の大部分を占めているが、事業における地理的制限の排除および扱い商品の制限の緩和によって、外国資本および外国保険会社の専門性の果たす役割は一層高まってきている。

中国保険市場の伸びの中で、近年、特に生命保険の伸びが顕著になっている。損害保険も、近年の自動車保有台数の増加および不動産ブームによって自動車保険および私有財産に関わる火災保険や家財保険のニーズが急増しており、高い伸びを示している。

図表 11 中国における生命保険および損害保険元受保険料の推移



(出典：Swiss Re, “Sigma World Insurance 1997-2006”をもとに作成)

(2) 市場集中度

中国保険市場は生命保険および損害保険とも引続き、元国有企業であった PICC および中国人寿がそれぞれ 2005 年のマーケットシェアで 52%と 44%を占めている (図表 12 参照)。

しかし、これらのシェアは、事業における地理的制限の排除および扱い商品の制限の緩和および新規参入会社の増加による競争の強まりによって、徐々に低下してきている。

2007 年の直近のデータでみると、上位損害保険会社および生命保険会社のマーケットシェアはさらに低下して、PICC のシェアは 42%、中国人寿保険会社のシェアは 40%となっている (図表 13、14 参照)。

図表 12 中国保険市場における上位保険会社の市場集中度

		2001	2002	2003	2004	2005
生命保険	トップ企業	57%	57%	50%	51%	44%
	トップ3企業	95%	91%	86%	82%	70%
	トップ5企業	99%	99%	97%	94%	82%
損害保険	トップ企業	74%	71%	68%	58%	52%
	トップ3企業	96%	95%	90%	79%	73%
	トップ5企業	96%	97%	94%	90%	85%

(出典：Benfield, “China Insurance Market Review, Major Changes, Rapid Growth”, 2006.9)

図表 13 中国の上位損害保険会社の元受保険料シェア（2007年）

（単位：万元）

		会社名	元受保険料	シェア
国内会社	1	中国人民保険公司	8,859,180	42.5%
	2	中国太平洋財産保険股份有限公司	2,343,304	11.2%
	3	中国平安財産保険股份有限公司	2,144,953	10.3%
	4	中華聯合財産保険公司	1,831,098	8.8%
	5	中国大地財産保険股份有限公司	1,002,840	4.8%
			その他の国内会社	4,441,373
		中国国内会社合計	20,622,749	98.8%
		外資系保険会社合計	242,095	1.2%
		国内会社・外資系会社合計	20,864,844	100.0%

（出典：CIRC ウェブサイト資料をもとに作成）

図表 14 中国の上位生命保険会社の元受保険料シェア（2007年）

（単位：万元）

		会社名	元受保険料	シェア
国内会社	1	中国人寿保険公司	19,661,065	39.7%
	2	中国平安人寿保険股份有限公司	7,917,750	16.0%
	3	中国太平洋人寿保険股份有限公司	5,068,682	10.2%
	4	泰康人寿保険股份有限公司	3,423,667	6.9%
	5	新華人寿保険股份有限公司	3,260,626	6.9%
			その他の国内会社	5,899,938
		中国国内会社合計	45,531,728	92.0%
		外資系保険会社合計	3,957,953	8.0%
		国内会社・外資系会社合計	49,489,681	100.0%

（出典：CIRC ウェブサイト資料をもとに作成）

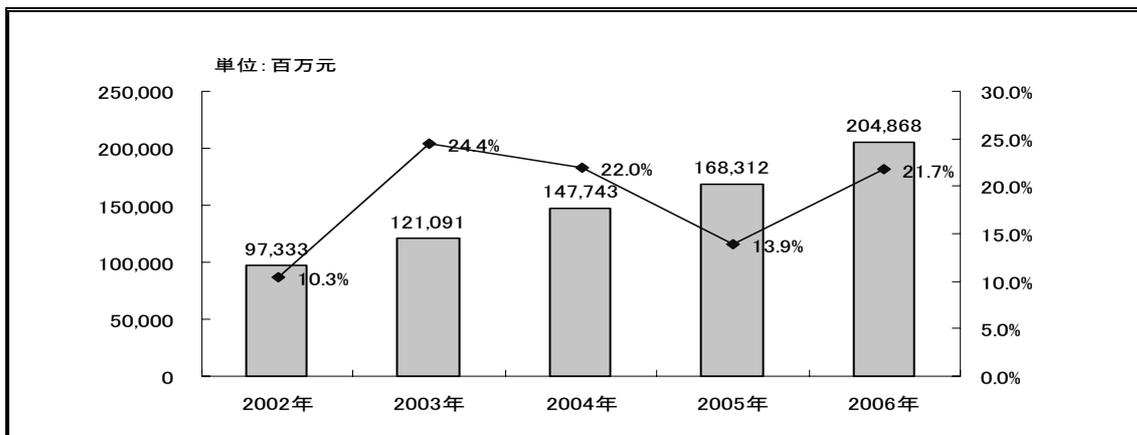
（3）損害保険市場

中国における損害保険市場は、2002年、2003年、2006年と20%を超える成長を記録した（図表15参照）。これは、強制自動車保険の伸び、不動産ブームによる財産保険および家財保険の伸びによるものである。

2005年のデータであるが、損害保険の保険種目別の保険料割合は、自動車保険が60%以上を占めている（図表16参照）。自交責保険の実施によって、自動車保険の割合はさらに高まっていると思われる。また、主要な収入源であった企業財産保険は、主な契約者である国有企業の民営化改革によってコスト削減が図られ、保険料も削減されている。家庭財産保険もここ数年急速に伸びているが、まだ低水準に止まっている。今後私有住宅の普及に伴い、家庭財産保険の長期的な成長が期待される³¹。

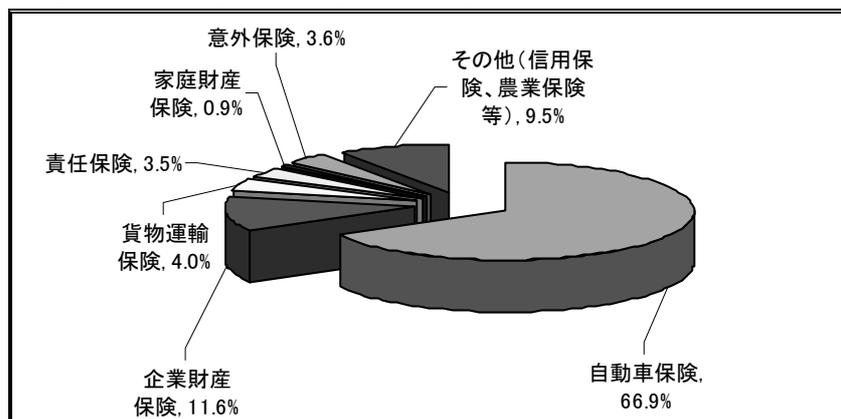
³¹ 陳玉領「中国保険市場の歴史、現状及び課題」日本保険学会『保険学雑誌第595号』（2006.12）12-13頁・図5。

図表 15 中国における損害保険の元受保険料の推移



(出典：Swiss Re, “Sigma World Insurance 1997-2006”をもとに作成)

図表 16 中国損害保険市場における種目別シェア (2005年)



(出典：陳玉領「中国保険市場の歴史、現状及び課題」日本保険学会『保険学雑誌第 595 号』(2006.12) 12-13 頁・図 5。)

7. WTO 加盟と外国保険会社に対する規制動向

中国では、1992年にAIGの保険市場参入を許可したのを皮切りに、少しずつ外資の参入を認めてきた。2001年のWTO加盟に伴って、保険市場の自由化プログラムを約束し、これに沿って、外国保険会社等の事業活動に関する制限が緩和されてきている。

WTO加盟に伴う保険市場の開放に関する自由化約束の概要は以下のとおりである(図表 17 参照)。

中国のWTO加盟(自由化約束の開始時)から7年が経過しようとしており、損害保険業については、100%子会社設立および事業の地理的制限の制限は廃止となる。

しかしながら、強制保険である自交責保険については、外国保険会社の引受は認められていない。また、生命保険については、依然として合弁会社の50%の持分までしか保有できず、完全子会社の設立は認められていない。

① 保険事業の免許

外国保険会社の免許の発給について数量制限は設けない。また、再保険事業についても制限を廃止する。免許取得に制限を設けないのは、WTO 加盟国である。免許を付与する場合の保険会社の要件は、保険事業者としての経験が 30 年以上あること、免許付与前に事務所を連続して 2 年以上設置していること、および申請前の総資産が 50 億ドル以上あることである。

② 業務範囲制限の廃止

WTO 加盟後 2 年以内に、それまで外国保険会社が扱えなかった団体保険、健康保険、養老保険（年金保険）が開放された。ただし、強制的自交責保険（自動車の第三者責任保険）は開放されず、国内保険会社のみが取扱う。

③ 合弁保険会社の持分

外資の生命保険会社は、合弁会社の 50%の持分を取得することができ、合弁のパートナーを選ぶことができる。外資の損害保険会社は、従前は、51%の持分までであったが、経過期間を過ぎて、100%出資の子会社を設立できるようになった。また、子会社の設立における地理的制限も廃止となった³²。

図表 17 中国の WTO 加盟に伴う保険市場開放に係る実施スケジュール

	2001 年 12 月 11 日 (注)	2003 年 12 月 11 日	2004 年 12 月 11 日
所有権・持分	外国生命保険会社は 50%までの持分の合弁会社の設立が認められる。	外国資本による 100%の持分が認められる。	さらなる変更はない。
事業の地理的条件	外国保険会社は、上海、大連、深圳、広州、仏山のみで開業が認められる。	さらに、北京、成都、重慶、福州、蘇州、厦門、寧波、瀋陽、武漢、天津の 10 都市での外国保険会社の開業が認められる。	すべての地理的制限が廃止される。
業務範囲	外国保険会社は、一定の範囲の保険までしか認められない。例えば、財産保険、海上および賠償責任保険、外国投資会社向け保険など	外国保険会社は、自動車第三者賠償責任保険（強制保険）を除く、すべての種類の保険の引受が認められる。	さらなる変更はない。
再保険	再保険分野はすべて開放する（支店・合弁会社・100%子会社の会社形態、地域、営業許可発行数の制限を廃止）。元受保険会社から中国再保険会社への 20%強制出再は変更しない。	強制出再比率は、WTO 加盟 1 年後 15%、2 年後 10%に引下げる。	強制出再比率は、WTO 加盟 3 年後は 5%に引下げ、加盟 4 年後は強制出再保を撤廃する。

(注) 中国の WTO 正式加盟日

³² 100%出資の子会社設立および設立地の地理的制限廃止について、実際の運用は自由に設立が認められている状況にはない。例えば、中国に支店形式で進出した日本の損害保険会社 3 社は、2004 年 5 月末にそれぞれ独立法人格を持つ子会社への昇格を CRIC に申請したが、2005 年 7 月に 1 社が独立法人としての組織転換の許可を得たのみである。他の 2 社は CIRC から許可は下りていない（沙銀華・前掲 1、97 頁）。

(出典：Benfield, “China Insurance Market Review, Major Changes, Rapid Growth”, 2006.9 その他をもとに作成)

8. 中国保険市場の今後の展望

戦後中国の保険市場は、文化大革命時の保険機能の停止時期を経て、1979年から発展が始まった。国有企業である中国保険公司（PICC）による独占から、競争原理の導入による複数の国有企業へ、そして1990年代には、外国保険会社への部分的な市場開放が始まった。さらに、2001年12月の中国のWTO加盟に伴って、保険市場の自由化のプロセスが加速された。

この間、1990年代以降2桁成長を続け、過去10年間の平均成長率は20%を超える目覚ましい伸びを示している。スイス・リー（Swiss Re）のシグマ No 4/2007によると、2006年の保険浸透率（生損保合計保険料のGDPに占める割合）および国民一人当たりの保険料は、それぞれ2.7%と53.5ドルであり、わが国の10.5%と3,590ドルと比べると、まだまだ成長の余地が大きい。

一方、保険業の発展には保険規制環境の一層の緩和と透明性の向上が重要となっている。中国では、中国国務院が法律を施行し、その何年後かに施行細則を制定することになっているが、施行細則の公布時期は明確ではない。このため、CIRCが、行政指導意見として、保険法関連の規範性規定の制定を行っているが、規則公布や改正のタイミングが分かりにくいとの声も聞かれる。

WTO加盟以降、中国は自由化のプロセスを進め、例えば、加盟時に地域別制限の適用を受けない大型商法保険業務を認めるとともに、2年後には生命保険業務以外の業務を全面的に認めるなどの業務範囲の拡大を図ってきている。また、外国損害保険会社の地域制限についても当初の5地域から10地域への拡大、そして加盟3年後には、地域制限を廃止することなどを約束している。外国保険会社の業務範囲の拡大が図られてきているが、実際の運用ではわかりにくい面がある。

損害保険では自動車の強制保険である自交責保険が導入されて3年を迎える。損害保険の扱い種目の中で、自動車保険が6割強を占める最大種目となっており、自動車保有台数の急速な伸びとともに、強制保険制度導入により、さらに一層の市場拡大が予測される。

また、総資産の一定割合での証券投資基金や企業債券、株式への直接投資など保険会社の投資運用規制の緩和や保障基金による契約者保護の仕組みなども整備されつつある。

外国会社のシェアは徐々に拡大しつつあるものの、国有保険会社は、上位5社で生損保とも8割以上を占めるなど、依然として、圧倒的なシェアを維持しており、自動車強制保険業務は外国会社には認められないなど、一層の競争環境の整備が必要である。

以上

<参考文献>

- ・沙銀華『中国保険の理論と実務』中央経済社（1998.9.25）
- ・沙銀華『中国進出企業のための中国保険実務辞典』中央経済社（2007.2.20）
- ・沙銀華「WTO 加盟後の中国生保市場の変化に関する実体考察」ニッセイ基礎研究所報 2004 Vol. 32（2004.3.31）
- ・沙銀華・片山ゆき「中国版自賠責保険制度の課題（上）」インシュアランス第 4210 号（保険研究所、2006.12.14）
- ・沙銀華・片山ゆき「中国保険最新事情 026」インシュアランス第 4269 号（保険研究所、2008.3.6）
- ・沙銀華・片山ゆき「中国版自賠責保険制度の課題（上）」インシュアランス第 4210 号（保険研究所、2006.12.14）、同（下）・4211 号（2006.12.22）
- ・沙銀華「中国保険代理業に関する行政法規の改正（上）」インシュアランス第 4139 号（保険研究所、2005.6.16）、同（中）・4140 号（2005.6.23）、同（下）・4141 号（2005.7.7）
- ・沙銀華「中国保険ブローカーに関する行政法規の改正（上）」インシュアランス第 4149 号（保険研究所、2005.9.1）、同（中）・4150 号（2005.9.8）、同（下）・4151 号（2005.9.15）
- ・陳玉鎮「中国保険市場の歴史、現状及び課題」日本保険学会『保険学雑誌第 595 号』（2006.12）
- ・塔林凶雅「中国保険市場の発展と現状」慶應義塾保険学会保険学研究第 58 集（2006.8）
- ・渡辺宏一郎「〈ディスカッションペーパー〉中国保険市場の現状と展望～外資の視点から見て～」21 世紀政策研究所（2000.8.31）
- ・Benfield, “China Insurance Market Review, Major Changes, Rapid Growth”, 2006.9
- ・Datamonitor, “Insurance in China”, October 2007
- ・Swiss Re, “Sigma World Insurance 1997-2006”
- ・財務省ウェブサイト <http://www.mof.go.jp/>
- ・日本銀行ウェブサイト <http://www.boj.or.jp/>
- ・日本貿易振興機構ウェブサイト <http://www.jetro.go.jp/indexj.html>
- ・中国保険監督管理委員会ウェブサイト <http://www.circ.gov.cn/>
- ・Chinese Government's Official ウェブサイト <http://english.gov.cn/>